

一般質問通告書

佐野市議会議長 様

	受付	番号 15
		令和 5年 11月 22日
		午前・午後 2時 30分
議会名	令和 5 年 第 4 回 佐野市議会定例会	
発言者	議席番号 11 番 菅 原 達	
答弁を求める者 (選択してください)	<input checked="" type="radio"/> 市長 副市長 ・ <input checked="" type="radio"/> 教育長 ・ <input checked="" type="radio"/> 担当部局長	
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	あり (資料提示 ・ 資料配付 ・ モニター使用) <input checked="" type="radio"/> なし	
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)	
1. 出流原 PA 周辺総合物流開発整備の現状と今後について	<p>① <u>出流原 PA 周辺総合物流開発整備の現状について</u> 本年8月の議員全員協議会、9月定例議会で、本整備の方針について説明があり、その中で、「中止ではなく民間開発を支援することで引き続き事業を推進する」との説明があったが、その後の状況について伺いたい。</p> <p>② <u>首都圏のバックアップ機能及び産業団地の整備について</u> 佐野市国土強靱化地域計画には、「大規模災害時でも首都圏企業の事業継続が担保されるよう、佐野インランドポートや(仮称)出流原 PA スマートインターチェンジ周辺及び国道沿道等において、東京圏企業の工場や事業所、本社機能等の移転を促進します」と明記し、さらに、「交通ネットワークの機能停止リスクに鑑み、北関東自動車道出流原 PA 周辺に計画的に産業団地の整備を進めます」としているが、今後この計画の継続性及び実効性をどのように担保していくのか、伺いたい。</p>	

2. 水害に備えた安全な地域づくりについて

(1) 流域治水の取り組みの現状について

① 令和2年の9月議会において、令和元年東日本台風を教訓として「流域治水」の取り組みについて当局の見解を伺った。その中で、「森林の保水機能の保全や調整池等の設置、田んぼダムの活用などの遊水機能を持たせることで、流域から河川への洪水の流入を抑制する必要がある」との指摘に対し、「森林の保水機能の保全や農地の活用による治水対策は、河川への流入を抑制する観点から非常に有効である」との答弁をいただいた。

また、「洪水の氾濫域においては、越流堤から遊水地や農地などへ洪水を誘導することで、氾濫の影響を軽減することが可能であり、農地の補償制度や耕作放棄地の活用、グリーンインフラの整備なども含め、氾濫の影響を軽減する氾濫原減災対策が必要である」との指摘に対し、「有効と考えられることから、従来の発想を転換しつつ、今後研究してまいりたい」との答弁をいただいた。

これらの「流域治水」の考え方を提示し3年余りが経過するが、その考えに基づいた本市の取り組みの状況について伺いたい。

(2) 間伐の現状について

① 「森林の保水機能の保全」を踏まえた適正な間伐の現状について、伺いたい。

(3) 皆伐の抑制と自伐型林業の推奨について

① 適正な間伐は、河川の氾濫を防ぐための流域治水の観点からだけでなく、土砂災害の防止の観点からも極めて重要である。そこで、適正な間伐により表土の流出や土砂崩壊などを防ぎ、豪雨による土砂災害や洪水の防止に効果をもたらす「自伐型林業」が注目されている。

水害に備えた安全な地域づくりの観点から、皆伐を抑制し、「自伐型林業」を推奨すべきと考えるがいかがか、伺いたい。

<p>(4) 山間部への太陽光パネル設置への規制の現状について</p>	<p>① 「森林の保水機能の保全」を踏まえた、本市の山間部への太陽光パネルの設置に対する規制の現状について伺いたい。</p>
<p>(5) 河川防災ステーションの整備について</p>	<p>① 佐野市立地適正化計画防災指針に、治水対策の一環として「河川防災ステーション」の整備が明記されているが、その具体的な計画と期待される効果について伺いたい。</p>
<p>(6) 流域治水の推進について</p>	<p>① 令和元年東日本台風で甚大な被害をもたらした秋山川と旗川において、森林地帯や中山間部からなる集水域から、河川下流域に至る流域全体で、豪雨等による水害被害を軽減することを目的とした「流域治水」を推進すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p>
<p>3. 市民参画による行政運営への転換について</p>	
<p>(1) アクティヴ教室増設から見えた課題について</p>	<p>① 先日の議員全員協議会において、田沼シルバークラブプラザ統合後の施設の利活用として、新たな「不登校児童生徒支援教室（アクティヴ教室）」の増設について説明があったが、4月開設のため時間が限られていたとは言え、市民や関係者の意見は聞いていないとの説明に疑問を感じている。</p> <p>不登校の現場に関わる複数の方から、現場の意見を聞いてもらえなかったことへの指摘があったことに加え、そもそも「こども基本法」の基本理念に「全てのこどもについて、意見の尊重、最善の利益が考慮されること」が謳われていることを踏まえると、今回の開設に向けた一連の対応には見直すべき課題があると思うがいかがか、伺いたい。</p>
<p>(2) 自治の基本理念と実態との乖離について</p>	<p>① 佐野市自治基本条例の基本理念には、「市民が主体である」ことや、「参画又は協働を旨とする」ことが明記されているが、アクティヴ教室</p>

<p>(3) 市民主体の参画、協働による自治の推進について</p>	<p>の増設において、その理念と若干の乖離があったように感じられた。</p> <p>この事案に限らず、これまでの本市の行政運営においては、市民参画の機会が十分に確保されているとは言い難く、自治の基本理念と実態には乖離があると考えるが、どのような認識を持っているのか伺いたい。</p> <p>① 自治基本条例では、自治の定義を「市民、町会等、市民活動団体及び市が、自己の意思及び責任において、まちづくりを行うことをいう」と定めている。つまり、一市民であっても、市民活動団体であっても、市と同等の立場で「自己の意思及び責任において、まちづくりを行う」ことが認められているのであり、自治の基本理念と実態との乖離は、市民参画がなされないまま、本市の自治が市主導で行われていることに起因するものと考える。</p> <p>行政運営において、自治の基本理念にある、「市民主体」で「参画と協働」を旨とする自治を推進すべきではないのか、伺いたい。</p>
<p>(4) フリースクールとの協働について</p>	<p>① フリースクールは、市民活動団体が「自己の意思及び責任」において、本市の教育分野の課題を解決するための事業に、「市民主体」で参画する、まさに基本条例の理念に則った活動であり、市が「協働」の立場に関わることで、本市が掲げる自治が確立されるものと考える。</p> <p>新規参入や事業継続などの支援に「協働」することで、「市民主体」の自治を推進すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p>
<p>(5) 市民が参画する流域治水協議会の設置について</p>	<p>① 運命共同体とも言われる「流域」における治水こそ、市民が主体となった自治を推進すべきであり、そのために、市民が参画する「流域治水協議会」を設置すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p>